



裁判員制度で変わる捜査、裁判

宗像紀夫 中央大学法科大学院教授(元東京地検特捜部長)

後藤貞人 日弁連取り調べの可視化実現委員会副委員長

2005年8月18日 第8回記者研修会

2009年5月までに裁判員制度が実施されるが、その成否のカギとみられているのが裁判のスピード化であり、それに向けた「取り調べの可視化」である。いずれもが取材、報道のありようにも関係してくる問題である。

日弁連が可視化を求める一方、検察、警察の捜査側はその弊害を主張する。それぞれの立場から、可視化の是非をめぐって法廷さながらの緊迫した論戦が展開された。

司会（菅沼堅吾企画委員＝東京新聞社会部長）きょうは「裁判員制度で変わる捜査、裁判」というテーマで討論会を行います。

ゲストは宗像紀夫さんと後藤貞人さんです。宗像さんは、いまは中央大学法科大学院教授であり弁護士です。東京地検特捜部時代は、リクルート事件やゼネコン汚職など数多くの大事件を手がけておられます。東京地検特捜部長といえば宗像さんではないか、そういうことで今回お願いしました。きょうは、検察官的な立場で議論を展開していただこうと思っています。

後藤さんは、我が国では数少ない刑事専門の弁護士さんで、日弁連の取り調べの可視化実現委員会の副委員長、裁判員制度実施本部副本部長を務めておられます。本日は日弁連を代表する形で討論していただきます。

議論の方法ですが、全体で2時間です。まずお二人にそれぞれお話をいただきます。ここでの発言を踏まえて、討論をしていただきたいと思います。法廷同様、スリリングな議論をしていただきたいと思いますところ。です。

その後は、会場からの質問を受けます。最後に、締めくくりの発言をそれぞれからいただいて終わる予定です。

企画者としては、法廷での審議をイメージしたつもりで進行していきたい、と考えています。そういう意味では、会場の皆さんは裁判員ないし裁判官という感じで、最後、お二人の議論のどちらに賛同するのか、と考えながら参加していただければ幸いです。

それでは、宗像さんからよろしくお願いたします。

宗像　ご紹介いただきました宗像です。

私は36年間検察官生活を送ってまいりました。昨年1月に退官しまして、中央大学法科大学院の刑事法担当の教授と、弁護士事務所にも所属して弁護士業務をしております。

検察官を長いことやってきましたけれども、36年のうちの12年間、東京地検の特捜部におりました。部長、副部長、合わせて7年間、平の検事として5年間勤めたという経歴がございます。

そういうわけで、私の検察官人生の大部分は、いわゆる検察の「現場」　捜査、公判、これを実際に自分で行う、あるいはそれを指揮するという立場で過ごしてきたわけです。最後は、指揮官という立場で10年ほどやっていますが、そういった経歴です。

検察をやめてまだ1年半ぐらしかたっていないで、弁護士としては新米です。きょうは、まだ体の8割ぐらいが検察官です。そういった立場でやらないと後藤先生とぶつからないんじゃないか、ということもございまして、検察官の立場からお話ししてみたいと思っております。

まず、刑事司法についての基本的な考え方、これは一体どういうふうを考えればいいのか。刑事訴訟法の第一条に法律の目的というのが書いてあるわけですが、「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」とあります。

簡単にいうと、基本的人権を守りながら、実体的真実を発見をするんだ、ということが、刑事訴訟法の第一条に書いてあるわけです。つまり、刑事司法の目的、すなわち事案の真相を解明して、真犯人を検挙、そのうえで刑

罰法令を適正、迅速に適用する。そのためには、物証などの客観的な証拠収集、これはもちろん大事なことですけれども、被疑者の取り調べが必要不可欠な証拠収集である。被疑者の取り調べというのは、我が国の刑事訴訟法の中では、非常に重要な役割を果たしていると思います。

欧米などの手続きと比べてみても、被疑者を取り調べて真実を話してもらわないと事件が解決できない、全体の法の仕組みがそういうふうになっておるわけです。

したがって、物証の乏しい事件、あるいは犯人だけが重要な事実を知っている事件、あるいは組織犯罪、オウム真理教の事件などもございましたが、そういう事件においては、被疑者に真相を語らせることができなければ、事件の解明は不可能なのです。犯人だけが重要な事実を知っている、こういう事件はいくらでもあります。1対1で相手方を殺害して、どこかに埋めたというような事件も、犯人がしゃべらなければ、死体がどこに埋まっているのかもわからないわけです。これは熱心に取り調べをして自白をしてもらわなければだめだ、ということになるわけです。

ですから、被疑者の取り調べをきちっとやらない場合、つまり被疑者に真相を語らせることができなければ、事件の解明はできないわけです。凶悪事件の真犯人を検挙できない、あるいは起訴、処罰できないということにもなるわけで、こうなるとまいますと、治安の根幹にかかわってくるだろうと思います。

検察官を長くやっていましたが、検察官の使命とは一体何だろうか、職責は何だろうか。犯罪の真相を明らかにする、そして、その犯人に対して、犯罪に見合った処罰、刑罰を科する。そのために種々の権限を行使する、検察権を行使するというのが検察官の職責であ

ると思っております。

刑事訴訟法の基本的な考え方について申しあげましたが、今度、裁判員制度が日本に取り入れられて、これが施行されるわけです。施行までもう4年を切っています。平成21年(2009年)の5月までには裁判員制度が実施に移されます。

裁判員制度が導入されると、捜査、公判はどのように変わるのか。私は、捜査に関していえば、捜査の基本が変わることはないだろうと思っています。つまり、実体的真実発見という意味で、もちろん物証、客観的な証拠も集める。しかし、被疑者から真実を引き出す努力はしなければいけないし、自白を獲得して真相に迫るということは、同じプロセスをとるのだろうと思います。

ただ、ひとつだけいえることは、裁判員に理解してもらうことが必要になるわけです。わかりやすい証拠収集あるいは証拠の作成が必要になる。いままでは、例えば検察官調書なども、何十枚もの分厚い、微に入り細をうがった調書を作るわけです。こういったものを裁判員の方にみてもらっても、なかなか理解してもらえない。簡にして要を得たものを作らなければいけないのではないだろうか、と思います。

それから、裁判員制度のもとでの裁判、つまり公判はどういうふうになるか。これは大きく変容するだろうと思います。

添付資料(宗像氏資料)に、公判がこういうふうになるのではないかと、いろいろな項目に分けて、現状と、裁判員裁判になった場合の対比表を作っております。まとめてみますと、公判全般については、集中審理、口頭主義、わかりやすい立証というようなことが行われることになるのだろう、と。

それから、公判前整理手続というものも法律で決められて、ルールに基づく証拠開示、あるいは争点整理、公判審理計画を出すということが行われることになる。それからまた、証拠請求や冒頭陳述なども厳選された証拠請求、簡潔な冒頭陳述というように変わっていくことになると思われま

きょうのメインテーマである「取り調べの可視化」という問題。よくいわれるのですが、警察官あるいは検察官は、被疑者あるいは参考人を調べるわけですが、いずれも検事室、あるいは捜査官の部屋で、ほかの人の介入を許さない格好で調べるわけです。弁護士さんなどからは「密室捜査」というふうにいわれるわけですが、そういった取り調べについて、ビデオカメラの録画あるいは録音、あるいは弁護人の立ち会い、そういった取り調べが目に見える形になる、そういうことの問題はどのように考えたらいいんだろうか。

私はここでは、まず問題点だけを取り上げてみますが、我が国の刑事司法における被疑者の取り調べ、これの意義、役割について、詳しく知る必要があるだろうと思います。それからもうひとつは、取り調べに弁護人が立ち会ったり、録音・録画したりすることをどのように考えるのか。それから取り調べの可視化と真相解明の関係はどうなるのか。真相解明ができなくなるんじゃないかという問題があります。

それでは、取り調べの適正さを確保するための措置、これはどうすればいいのか。あるいは、任意性、信用性の立証方法としての取り調べの録音・録画についてどう考えるべきかというようなことを、これから話し合っていきたいと思

取り調べの可視化については、いろんな立法の段階で、衆議院や法務委の付帯決議など

が出たり、司法制度改革審議会の意見などにも出ておるわけです。

いろんな考え方がありますが、日本の刑事司法システム全体の中でどういう方法が適切なのか。アメリカではこうやっている、イギリスではこうやっているといっても、それは法律の体系といいますが、システムが違うところのものをそのまま持ち込んでいいのかという問題があるわけです。

私は、録音・録画、弁護人の立ち会いといったものは、いま、我が国のこの法律全体の刑事手続きシステムの中では、ちょっと無理だろうと考える立場です。

司会 どうもありがとうございました。とりあえず問題提起をしていただきましたので、続いて、後藤さんからお願いいたします。

後藤 後藤です。私の方からはちょっと詳しく申しあげたいと思います。

まず、取り調べです。特捜事件ではなくて、ごく普通の事件がどうなるかということをまずご説明します。

逮捕されると48時間以内に送検されて、それから24時間以内に裁判所へ行って、拘留されると10日間、延長されると10日間、計23日間、被疑者として取り調べを受けることになります。これが一般的な形です。そこで朝から晩まで被疑者は取り調べを受ける。

取調室というのは、検察庁の場合には広い部屋でありますけれども、警察の場合だと、3畳1間ぐらいのところ

どんな調書かといいますと、一人称独白スタイルで、あたかも被疑者自身がいったように「私は何々」というふうに書いてあるのです。

しかし、実は「私」が書くのではなくて、取り調べをしている方が書くのです。取調官の発問も、被疑者の応答もすべて消えてしまって、残るのは理路整然とした作文のみです。取り調べで、取調官が優しく問いかけたのか、どなったのか、あるいは被疑者はペラペラとしゃべったのか、黙っておって「うんうん」といっただけなのか、それがさっぱりわからないわけです。

もちろん、本人が書くのではなく、作文ですから、被疑者のいったとおりは書いていない。実際、私たちが接見に行くと、被疑者から「いったとおりに書いてほしい」といっているんだけど、書いてくれないんだ」と訴えられることが結構多いのです。

警察官は「いったとおりに書くのは供述書や。調べて書くから調書なんや。いうたとおりに書いてくれとはどういうこっちゃ。調書なんやから、おれが調べて書くんだ。何の文句があるんだ」といって取り合ってくれない、ということ、私は何度も何度も聞いておるわけです。

警察官だけではありません。ある弁論要旨に、こう書いてあります。「検事は、あなたの言い分もある程度は聞く。調書の中から削除してほしいところは削除する。しかし、こちらの言い分も入れさせろ。全部あなたのいうとおりにしたら仕事にならない。本庁からいわれてわざわざ忙しいところを出向しているのに、君のいうことばかりを全部聞いているわけにはいかない。君の言い分を聞くかわりに、こちらのことも調書にして、裁判所にどちらが正しいか判断してもらえばいいじゃないか」とあるわけです。

いま読みあげましたのは、「あなた」というのは江副さんのことで、検事さんというのは、宗像さん。

宗像 後で反論があります。

後藤 私はいまここで、この真偽を問題にしておるのやないんです。宗像さんのいわれたことと、江副さんのいわれたことが法廷で対立して、江副さんが、宗像さんの反対尋問もなされた。しかし、さすが宗像さん。宗像さんのいうことがほぼ80%は裁判所に信用された。これは結構なことです。可視化(取り調べ状況の録画・録音)もしていないのに、よくぞ助かった、私は宗像さんのために喜ぶわけです。そういうことがあるわけです。

取り調べがあっても、調書が作成されるかどうかわからない。逆に、1日に何通もの調書が作成されることがあるんですけれども、どの順番で作成されたのかわからない。

調書をつくと、「読み聞け」というやつがあるんです。ペラペラと読むわけです。しかし「大急ぎでお経を読んでいるみたいだから、さっぱり頭に入りませんでした」という被疑者がいっぱいいるんです。特に、中学しか出ていなくて、毎日毎日ばくちしていたような人というのは、本も読んでいない。そういう人の場合、「ちゃんと読んで聞かせてもらったか。調書はちゃんと書いてあったか」と聞いても、「いや、お経みたいなもんでした」、こういうわけです。

調書には署名・指印をするんです。左人指し指で。しかし、署名・指印をするときに、ステープラーでとめていないんです。10枚なら10枚の、最後のページに署名・指印するわけですね。しかし、割印も、作る人がするんです。宗像さんがするのであって、江副さんがするんじゃないんですよ。そういうふ

うにバラバラの間に署名して、割印も作成者が後です。割印をさせてくれといっても、させてくれない。作成された調書が一体何ページのものか、被疑者に聞いても、さっぱりわからないということが起こるわけです。

こういうことについて、検察庁の対応はどうかというと、闇をもっと暗く、もっとわかりにくく、というのが検察庁の対応なんです。もっと暗く、もっと暗く、わかりにくく、わかりにくくなんです。

きょうはバトルトークですから、お許しください(笑)。

よくわかる例を出しましょう。

大阪では、司法事務協議会というのが1年に1回ある。これはどの裁判所でも、名称が違いますけど、やっておるんです。裁判所と検察庁と弁護士会と拘置所、この4者が事務協議をするんです。

そこで平成4年度、大阪弁護士会がこういう要望を提出した。「少なくとも外国人の取り調べの読み聞けのときには録音をされたい」。対して検察庁、「要望には応じかねる」。

平成7年度、「検察官調書に何回目と通し番号をつけてほしい」。検察庁「要望には応じかねる」。

平成9年度、「検察官調書にページ数を記入するように徹底してくれ」。「要望には応じかねる」。

平成10年度、「検察官調書にはページ数をつけてくれ」。「調書の作成者である検察官の判断にゆだねている」。「検察官調書に取り調べ開始時刻と終了時刻、作成順に第1回というように、調書ごとに番号を付されたい」。「要望には沿いかねる」。

平成12年度、「取り調べにおいて以下のことを履践してくれ」 大阪弁護士会もしつこいですね。頑張っています 「取り調べごとに何回、通し番号、ページ、開始時刻、終了時刻、発問と応答は基本的に1問1答にしてほしい。割印、訂正印は被疑者と供述録者が共同して行うようにしてほしい。取り調べにおいて調書を作成しなかったときは、その理由を記載した書面を作成してほしい」。「要望に沿いかねる」。

平成15年度、これは取り調べ状況報告書というのを作ることになりました。検察官は大臣訓令で、警察は犯罪捜査規範で作るということになった。これについて、弁護士会「自白か一部自白か否認か黙秘かなどについて記録されたい」。検察庁「取り調べ過程、状況等、客観的、外形的な事項に関する証拠としているもので、被疑者が自白しているか、否認しているかどうかについては記録しない取り扱いである」。こういう回答なんです。

結局、調書からは、取調室という密室の間の中で、いつ一体どういうやりとりが初めてあって、それがどのように変わっていったのか、さっぱりわからないわけです。やむなくわからないのではないんですよ。できるだけわからないように、わからないようにしているとしか考えられないわけです。

ひるがえって、裁判とは一体どういう作業でしょうか。過去の出来事を裁判時に残された証拠で復元して検証する、その復元の結果が検察官の主張を合理的な疑いを超えて裏づけたか否か、これを判断するのが裁判です。

例えば、捜査段階で自白調書があるんだけど、公判で、「私は犯人ではない」という事件で、裁判所は何を証拠調べしているかというと、まずひとつは、犯人はだれか、犯行現場で一体何があったのかを、例えば遺留品

とか目撃証言とか、そういうもので調べるわけです。

しかし、それだけではないんです、もうひとつ調べるんです。それは、自白はあるんだけど、自白は任意になされたのか、その自白は信用できるか、ということ。この2点をやっているのです。

ひとつ目の証拠というのは、例えば、強盗殺人事件で、コンビニに押し入って殺した。ビデオが残っておった。検察官が、これは可視化されておるけれども、可視化の証拠は出せないぞとって、ビデオテープを出さないということがあるか。目撃証人に、こんな顔で、あんな顔でというような証言をさせるか。そんなこと、させっこないんです。ベストエビデンス、最も優良な証拠であるビデオを出してくるんです。

ところが、取調室の中で何があったか、そういうものは出してこないんです。我々が司法事務協議で何度もいっているような、そういうことをいっても、「聖域です。警察官、検察官の取調室は聖域だ。ブラックボックスのままがいいんです」となるんです。

その結果、裁判では、何をやっておるか。本来は、犯行現場で一体何があったか、犯人はだれかということを確認するべき裁判で何をしているかということ、2番目の、自白が本当に任意になされたんだらうか、というようなことが争点になって、それを調べている。しかも延々とやっておるわけです。

リクルート事件では、取り調べ状況に関する証人は、被告人質問などを除いても、25回もの公判に及ぶというふうに聞いています。

それからもうひとつの例を申しあげましょう。これは一覧表が資料（後藤氏資料）の中に入っておるはずで、この最近の密

室弊害事例の2番目、この事件は私が担当した覚せい剤取締法違反事件です。事件自体は単純です。

700グラムの覚せい剤を営利目的所持した、これの共謀共同正犯だということで罪に問われたものです。被告人が罪を犯したとされる証拠は、共犯者の供述調書です。共犯者は、さきほど宗像さんも触れられた、組織犯罪における配下の組員なんです。法廷で、捜査段階とは違うことを配下組員がいったんです。では、「供述調書は、どうしてできたんだ。親分がこんなことをやりました、という調書はどうして作ったんだ」というと、「暴行脅迫を警察官から受けたんです」こういったんですね。

それで、証人調べをやったわけです。情状証人とかを除き証拠調べを第5回から55回まで全部で50回やったんです。その間の30回を超える公判が、取り調べ状況に関する警察官あるいはその他の共犯者らの取り調べ状況についての証言。1回当たり3時間平均です。文字どおり、大半が取り調べ状況についての調べです。

百聞は一見にしかずということで、きょう、重いのを持ってきたんです。

（それぞれぶ厚い書類の束三つの山を示しながら）こちらが共犯者に対する犯行状況に関する証人尋問調書です。取り調べ状況も入っているんです。こちらの側が警察官、これ全部任意性、特信性についての調べです。これは被告人の調書です。（二番目の山を示して）これは全部警察官。これ、全部警察官です。いいですか、30回という公判の間、警察官を延々と調べたわけです。この書類と比べると、本来の事実調べに関する書類のボリュームは5分の1ぐらいです。しかも、そのほかの人も取り調べ状況について、たくさん

聞かれている。こういう調べをずうっとしていったわけです。

裁判所は、97ページの決定書きを書きました。97ページの決定書きの後に、共犯者がいつ、こういった、ああいった、どこでつかまったかという一覧表を、裁判所がこしらえて添付したんですよ。膨大なエネルギーです。なぜこんなことをしなければならなかったか。

A、B、C、Dという共犯者が、被告人はこんなことをした、あんなことをしたと調書でいっとる。そうすると、その調書の横の関連はどうだろうかというようなことを確かめねば、本当にその供述が信用できるかわからない。ですから、警察官を調べるだけでなしに、こういうことを裁判所はやったわけです。約3年にわたる裁判の審理のほとんどが取り調べ状況に関する証拠調べです。

これほど詳細でなくても、同じような裁判が日本各地で繰り返されているわけです。

これは大阪府警の名誉のために申しあげますけど、私は別の地方でもやっていますが、同じように警察官が暴行を振るったということで、膨大な証拠調べをしたのがいくつかあります。それはともかく、大阪府警のケースでは、これだけの調べをした後に、被告人の供述の任意性、あるいは共犯者の供述の特信状況を否定して、90数通の調書を全部ばっさりと、警察官が暴行をしたと疑われるということだけで飛ばしたわけです。

取り調べ状況を録画していれば、そもそも暴行なんか起こらなかったかもしれませんが、少なくとも録画・録音をしていれば、この裁判は1週間もかからず、3日でできた。一体こんな裁判が、裁判員裁判でもつのかと私は考えるわけです。取調室を闇に置いたた

めに、これだけの証拠調べを必要としたという典型的な見本です。

ところが、法務省、検察官、捜査機関、本日の宗像さんももう少しすれば、可視化は必要だとおっしゃるかもしれませんが、いまのところはまだ8割検察官ということで、きょうのところは可視化に反対だ、こうおっしゃってる。

しかし、これは不思議なことなんです。反対論の方は、密室の弊害を無視しているんです。密室では、暴行、脅迫、利益誘導などの自白強要が行われる。調書が勝手に作文されるという危険がある。実際、4件もの死刑事件が再審無罪になって、そこで取り調べと任意性が問題となったのに、何の反省も、何の手だても講じられなかったということは本当に不思議なことです。そんなことが果たしてあり得るのか、というふうに考えます。

外国とは違うんだといわれるかもしれませんが。しかし、イギリスも冤罪事件を契機にして可視化した。オーストラリアも冤罪事件を契機に可視化した。アメリカも、弁護人の立ち会いがあるのに、冤罪事件がやっぱり起こるということで、可視化をどんどんしている。韓国も可視化した。そういう状況にありながら、4件もの死刑、再審無罪事件を経験した我が国が、可視化に行かなかったんです。

きょうの資料(後藤氏資料)をみていただけですか。最近の密室取り調べ弊害事例です。これは、2004年以降の部分を含めたものですが、それ以前の3つを加えました。なぜかと説明しますと、最初の事例は非常にわかりやすい例だからです。参考になるから入れておきました。2番目のは、私がいま説明した事件です。その次の2003年度のは、これは間違っ入れてしまいました。

2004年のものからずっとみていてください。簡単に申しあげます。佐賀地検の事件。「ぶち殺すぞ」といわれた。信頼関係を構築するはずの検察官が「ぶち殺すぞ」といっているんですね。

次の宝塚署は、「その自白は信用できない。これは作文だ」というふうに裁判所が認めておる。鹿児島島の「踏み字事件」というのがありますが、これは皆さん、ご存じでしょうね。踏み絵ならぬ踏み字をさせた。そのうえで真摯に反省させるという事件。

長野の事件ですけれども、これはオウムによる松本サリン事件の河野さんと同じでして、自白を迫り、娘さんを使って自首するよういった。

名古屋地検の事件というのは、ワープロ調書を流用した。栃木の事件は、強盗への関与を追及したら自白をしたんだというわけです。ところが、真犯人が出て……。もし真犯人が出なかったら、これは大変です。

福岡の事件は、中嶋玲子町長がどならればなしで、「ナバにしてやろうか」、めためたにしてやろうかというような感じですか、そういうふうにいわれた。

その次に、大阪地検の事件。これは地元ですから、実は判決書ももらってきています。人格を無視するような発言、口調、さらには大声でどなって、机をこぶしや定規でたたいて、いすのうえに仁王立ちになって威嚇した。弁護人を誹謗中傷した。一方的に検察官の描くストーリーに沿った調書になっていて、被告人の弁解や主張に沿う供述は全く録取されていない。

被告人が供述すらしていないのに、事前に供述調書を作成して、署名、指印を求めた事実すら認められる、と認定されています。

佐賀では、裁判所は、上申書を、長時間にわたる異常な取り調べだったとして認めなかった。滋賀は、取り調べ中に暴行した。しかも、誤認逮捕だった。東住吉は、取り調べ中にわいせつ行為をした。台東区の方は、取調室で性的関係を強いた。

こういうふうに、2004年だけみても、いろいろのことがあるわけです。イギリス、オーストラリア、アメリカ、そしてお隣の韓国などは、冤罪などをきっかけに取調室に光を当てたんです。我が国は違います。警察のみならず、検察までもが、この期に及んで闇のままがいい、こうおっしゃってるわけです。

いまのところ、こういうことで私の最初の話とさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

いきなり予想を上回る白兵戦になっている感じで、ドキドキしていますが、まさに、取り調べの可視化をめぐる論点を挙げていただいたと思っています。

裁判員制度が成功するか否かは、いかに裁判が迅速か、本当に1週間以内に終わるようなスピードで可能なかというのが一番の問題点ではないかと思います。その中で、捜査の任意性、信用性をめぐって時間が費やされるということが起きれば、裁判員制度はうまくいかないのではないかと、そういう問題意識からこの議論を進めていきたいと思っています。

まず宗像さんの方からお話をさせていただいて、議論を深めていきたいと思っています。

特に、密室捜査がどういう功罪があるのか、いま後藤さんの方は「罪」の方をおっしゃいましたが、宗像さんから「功」の方も含めて、少しまとまった形でお話をいただいて、それからまた後藤さんとのやりとりを継

続したいと思います。

宗像 いまの後藤先生のお話、一理ある点もあるんだろうと思いますが、何か取調室がまるで暴行、脅迫、利益誘導の巣みたいな、そんな印象のお話でした。そういう見方も一部あって悪くはないと思いますけれども、私は全く違うだろうと思います。

刑事事件というのは2つやり方がありまして、1つは任意で捜査するというやり方と、身柄事件といって、身柄を逮捕してやる捜査があるわけです。いま問題になっているのは、逮捕拘留して捜査するという事件について、どのようにやっていくかということになるわけですが、警察官も検察官も、ない事実をつくりあげるとか、冤罪をつくるとか、そんな目的でやっているわけではないわけです。真相は何か、真実は何かということを被疑者に問いかけて、心を開いてもらって話をしてもらおうということで行っているわけで、犯罪捜査というのは並大抵のものではないわけです。

例えば、人を殺したという人が捕まってくる。最初から「殺すつもりでやりました」などという人はほとんどいないんです。ほとんどの人が「やる気はなかった。殺すつもりはなかった。頭が真っ白になった。無我夢中だった」などと言うわけです。

ところが、ずうっと何日間も調べていくうちに、実はナイフを何日か前に買って準備していた。拳銃もどこかから仕入れて持っていた。恨みを前から晴らそうと思っていたというようなことで、だんだんと真相がわかってきて、明らかになっていくわけです。

密室といわれるけれども、捜査官と被疑者が相対峙して、そこで話を聞くというところで、いってみれば、捜査官側のあらゆる説得によって心を開いていただく、ということでは

事件が解決していくわけです。もしこういう場面にビデオカメラを入れると、あなたのいましゃべることはビデオカメラに映っていますよ、あなたのいうことはみんな録音されているんですよ、と。そういうところで、さあ、どういう動機でやったんだ、殺すつもりだったのかといわれたって、世の中に向かってしゃべるようなもんですから、なかなかそれは真相の自白、実態は出てこないだろう、非常に難しくなるだろう、と思います。

私の体験でも、捜査検事の方が長かったですけれども、なかなか自白しない人を、何日も何日も、後藤先生がいわれるように、朝から晩まで取り調べをするわけです。これは脱税事件の被疑者の話なんですけど、拘留十何日目かになって初めて、日曜日に私が調べに行っていたら、相手が「検事、きょうは何曜日だ」と私に聞いて、「きょうは日曜日ですよ」といったら、「検事は子供がいないのか」という。「子供はいるけれども」と私が答えると、相手は「子供と遊ばないのか」と、さらに聞いてくる。そこで私は、「あなたの調べが私の仕事だから」という話をした。すると相手はじっと考えて、「若い検事に日曜日まで出て仕事をさせて、おれの事件をやってもらっている。これ以上検事をだませない。おれは全部しゃべる」「おれが脱税して隠した『たまり』（脱税でたくわえた預貯金などの隠し財産のこと）これを自宅の七面鳥小屋の中に隠した貸し金庫のカギ、これを持って行って、〇〇銀行へ行って開ける。そこに全部証書として入れてある」ということで自白して、令状を取って行って開けたら、そこに何千万ものお金、証券が入っていた。こういう自白があるわけです。

こんなもの、ビデオカメラがありますよ、録音がありますよ、そういう環境の中ではしゃべらないんじゃないかと私は思うんですね。

本当に真摯な態度で朝晩を問わず話しかける、
こういう中から実態が出てくる。

行き過ぎた捜査があることも事実です。後藤先生がいわれるのも無理ないのです。いくつか具体的な事例はいろんなところで発生しています。

ただ、考えてみれば、例えば検察庁が受理する刑法犯の事件なんていうのは年間220万件ぐらいあるわけですから、先生が挙げたのは十何例か知りませんが、まあ十何例でもあってはいけないわけけれども、ものすごい膨大な事件の中で格闘しながら真相発見のためにやっておるといわけです。

では、可視化したらどうなるのでしょうか。検事でも警察でも、被疑者を調べるときに「あなた、この事件をやったでしょう。教えてください」といっているだけじゃないわけです。例えば「あなたの裏金は、どういうふうに使ったんですか」という取り調べでは、いろんな政治家やら役人やら、名前が飛び交うわけです。そんなこと、カメラに向かって、あるいは録音機に向かっていえないだろうと思うんです。

検事も、いろんな資料をぶつけながら調べをするわけです。いろんな客観的な証拠などをぶつけながら、そういう中で真相を明らかにしていくわけで、そこに弁護士が立ち会うとか、そんなことになったら、真相は全然出てこないだろうと私は思います。

ですから、先生のいわれるような事例があることは、私も否定もしませんし、諸外国で可視化がなされていることも理解しています。例えば、イギリスの例をひとつ先生が挙げられましたけれども、イギリスでは確かに、逮捕した者について全部ビデオに撮るといふ方式にはなっているけれども、では、イギリス

の刑事司法手続きというのが一体どうなっているのか。例えば、どのぐらい被疑者を調べるかといったら、向こうに行って研究した人の報告によれば、逮捕した被疑者を恐らく2回は調べない。1回ぐらい調べて、しかもそれは30分ぐらいだ。そんな程度の調べしかない。

日本は逆です。逮捕・拘留期間が23日とかいわれたけど、ほとんど毎日のように朝から晩まで取り調べます。これは贈収賄事件なども特にそうですけれども、いまやっている道路公団事件(独禁法上の談合事件)だって、朝から晩まで被疑者の取り調べが行われています。それだけ詳しく調べなければ真相は出てこないんです。それだけ捜査というのは難しい。「教えてください」といって、「はい」という人なんかいないです。そういう中で取り調べをしていく。

いま申しあげましたけど、例えばイギリスの場合などで、黙秘したらどうなるか。公共秩序法という法律があって、黙秘した場合には、一定の条件のもとで黙秘した人に不利な解釈ができる、そういう法律があるわけです。日本ではそうはできません。黙秘したら、もうそれで終わりです。黙秘権を使ったら、それを不利に解釈するなんていうことは絶対にできない、そういう法システムになっている。

諸外国の場合、いろんなことがあるわけです。司法取引というのがあったりもする。こっちを許すから、こっちを認めなさい。日本ではそんなものは全くないわけです。

それから、おとり捜査というのが。例えば、犯意を誘発させたり、あるいは女装したり、官側がおとり捜査ができるんです。日本も例外的に、麻薬取締法とか銃刀法で捜査官が「拳銃を売ってくれ」とか、「麻薬を売ってくれ」と申し出て捜査ができる場合もあり

まずけれども、これは非常に厳格な要件、公安委員会の許可を得たりしなきゃいかんとか、厚生労働大臣の許可を得なければいかんとか、いろいろあります。そういった中で、難しい環境の中で真実発見のためにやっている。それをオープンにしるといったら、いまの日本の法体系では、無理ではないかと私は思います。

司会 後藤さん、またたくさん反論があるような感じですけども、どうですか。

後藤 まず、私は、取り調べを日比谷公会堂でやれとっているわけではないんです。被疑者の真ん前にカメラを突きつけて、「さあ、しゃべれ」そんな取り調べをしるというふうにしているわけではないんです。世界中でビデオカメラを導入しているところも含めて、いかに目立たなく、いかに心理的な圧迫を加えず、自然にするかということ工夫しているんです。

私自身も実際、オーストラリアで被験者となってやってみたことがあります。大体30分もしないうちに、カメラの存在は忘れます。

宗像さんがおっしゃるように、取り調べというのは確かに難しい困難な作業でしょう。やったらいいんですよ。23日間綿密に調べてください。それ自体の問題はありますが、それは一応譲りましょう。どうぞやってください。真相を解明してください。しかし、どう解明したかをわからないようにしてはだめですよ、こういっているのです。

宗像さん、いま、重要なことをいわれました。調べるときにはいろんな資料も出すんだ。政治家の名前も出すんだ、こういわれた。いいですか、宗像さんのおっしゃったことは、逆にいうとこういうことなんですよ。実際にはこういう資料もみせた。実際には政治家の

名前も出した。検事が出すこともあるんですよ。しかし、それは闇に葬って、調書には書かないで置く。そういうふうには調べをするが、どういう調べがあったかわからないようにしましよ、逆にいうとこういうことをおっしゃったわけです。

我々弁護士会が、日比谷公会堂で取り調べをしるといっているのなら、批判はわかる。しかし、そうではない。密室でやってください、ただし、何が起こったか検証できる密室でやってください、そういうシンプルなことを申しあげているんです。

それから宗像さんは、諸外国ではいろいろ制度が違うんだとおっしゃった。そりゃ違うでしょう。当たり前ですよ。

イギリスだって、もともと違う上に、可視化もなかったんです。警察官や検察官は1984年にペース(PACE・ポリス・アンド・クリミナル・エビデンスルール)という法律をつくる前は、「反対だ」といっておったんです。日本と同じように「そんなんしたら取り調べでけへん」、こういうふうにいっておったわけです。しかし、同じ制度の中で可視化をやっぱり導入したんです。別のいろんな手法がある。司法取引の話とかいうのがある。それはそれで別の話です。制度全体の枠組みで考えようというのは、それは話をそらす話でありまして、いま、私は可視化の話をしたい。取り調べを可視化するのが、是か非かという話をしたい。

そうすると、宗像さんは「ビデオカメラの前ではしゃべらないだろう」といわれたわけです。だれが検証したんですか。だれがそんなことをいうんですか。だれも検証していませんよ。

きょう、皆さん方に、ブロックダイヤグラ

ム（後藤氏資料）を配っておきました。これは、いま私が申しあげたような可視化反対論と、その批判を、すべてというわけではありませんけれども、理論的にみてどのように位置づけられるかを検証したもののなんです。四角形の箱に入れられているのが反対論の論理。楕円の中が可視化反対論と対立する見解、すなわち私たちの論理を示しています。菱形で対立線を示しています。裏表にしておりますけれども、片方（-A）は、可視化をしたら真相解明が後退するという、きょう宗像さんもおっしゃった、捜査機関がよりどころとする、いわば絶対的な論理を検証した話。

もう片方（-B）は、日本の刑事司法は特殊だから、諸外国と一律に論ずるべきではない、刑事司法全体の中で論じるべきだ、可視化だけをできないというふうにいるもう一つの論理を検証したものです。

ごらんいただければ、すぐわかると思うんですけれども、可視化反対論の議論というのは、検証できない仮説を前提として初めて成り立っているんです。可視化すべきではないという仮説を、検証不能な多くの細かい仮説によって支えているにすぎないのです。

可視化反対論は、論理的にみても破綻しているといわざるを得ないんです。ものすごくわかりやすいことをいいます。密室の中で、検証できないような場面設定の中でしか真実は発見できない、この前提が正しければ、宗像さんのおっしゃることは正しいでしょう。しかし、それは検証されていないのです。

逆に、検証されていることがあります。密室の中で、暴行、脅迫が行われた。宗像さんは、それは数は少ないとおっしゃった。しかし、検察官ともあろう方が、いすのうえに乗って「おまえ」というふうにいる、そういうことは何をあらわすのか。万に一つな

のか。基本的な問題点をそれは示しているのではないか、そういうふうを考えるのが正しい筋道ではないかと思うんです。

司会 では、引き続き宗像さん、お願いします。

宗像 任意性、信用性がないといって争われるケースはたくさんあるわけです。殺傷事犯などは、一回自白をすると、その自白に基づいて凶器が発見されたり、死体が発見されたり、いろんなことがありますので、しゃべってしまったことは事実だった、という形に裏づけられていくのが多いのだろうと思います。これが知能犯といえますか、贈収賄事件などだと、なかなか難しいんですね。

贈収賄事件などで、賄賂性の認識があったか、ないかというような問題になってくると、自白するかしないかということ、あるいは、あるものについて認識があったかないかというようなことは、非常に大きな問題になってくるわけです。そういったことが、取り調べの中で自白されて、これを裁判に行くと覆す。それは無理に言わされた、あるいは利益誘導があった、こういうふうにいるわけです。

私の知る限り、昔はほとんどの贈収賄事件で、捜査段階では認めて、公判では否認する、だから、捜査段階で認めても、これは必ず公判で否認するというパターンができあがったようなものが多かったと思うんです。

それでは、いま後藤先生もおっしゃるような、脅迫された、暴行された、そういつていることがすべて正しいのか。正しいという前提でおっしゃると、これは先生の危惧しているようなことになるんだけど、争う事件全部、密室で言ったことがうそなのか、あるいは強制されたのか。これはいろんな事件で検証されて、裁判所は、いや、そんなことは

なかったと認定されているのがほとんどだろうと思うんです。

それから、弁護人の接見制度というのがあります。身柄が拘留されている期間に弁護士が被疑者に会いに行くわけです。いまでは、恐らく接見禁止などで、検事が拒否する場合でも、会いたいといえばほぼ連日、毎日のように会わせてくれます。前の日、どんな調べがあったか。そこで、もしなぐられたというようなことがあれば、すぐにその弁護士は検察庁に行って、「なぐられた。おかしいじゃないか」といえるだろうと思うんです。あまりそういう例を聞いたことがないですけども。

接見制度も十分に活用すればよろしいし、密室、ブラックボックスというけれども、検察官、あるいは警察でも、どういう調べをしたかということをきちっと記録に残して、改ざんできないようなものに入れて、これを残して、いざ問題になったときに使うというやり方もあります。これは「取り調べメモ制度」というやり方ですけども、いろんな方法があるんです。いきなり取り調べの中に踏み込んで、すべて見なければ信用できないというのは、あまりにも人間不信だと私は思います。そんなことでは真相は発見できない。

幻想だとおっしゃるけれども、私たちが調べをしていて、被疑者が自白するとき、どの政治家に金が飛んだという自白をするときには、なかなかしゃべらない。そして「検事さん、すみませんが、事務官の人をちょっと外させていただけませんか」といって、事務官を外して2人だけになったときに、実は、この人にやった、この人に何百万円やった、この人に何千万円やった、こういう自白をしたことも何度もあります。

やっぱり、カメラが回って録音機が回っているところで、賄賂事件なんかの調べは、観

念的ではなくて、実際に私は取り調べを何十年もやった経験がある者として、こんなものは難しいし、ほとんど不可能に近いだろう、こう思います。ましてや弁護人が立ち会うということになればね。

後藤 宗像さんは多分、もうすぐ可視化論者になれるんではないかと思える、そういうことをおっしゃった。いまはともかく昔は、捜査段階では自白して、公判で引っ繰り返す人がほとんどだったといわれた。つまり、宗像さんがいわれるように信頼関係を築いて自白させたところで、密室から一步出たら話がひっくり返っちゃうんです。ならば、可視化すればいいじゃないですか。そのうえでじっくりと信頼関係を築いて、じっくりと話を聞いていけばいいんじゃないですか。

それからもうひとつ。事務官を外してくださいというケースがあるといわれた、これは本当か嘘かだれがわかりますか。宗像さんが知っているだけです。しかし、百歩譲って、仮にそういうことがあったとしましょう。「事務官を外してください」といった。その結果、宗像さんが事務官を外した。それで、「おれの胸の中だけでとめておく。その政治家を罪には問わない」「わかった。それなら喋りましょう」というのなら、これもわかりますよ。しかし、いいですか、出てきた政治家の名前はなに使うんですか。その政治家の有罪の証拠に使うんですよ。

逆の立場で考えてください。その事件で被疑者とされた政治家の立場に立ったら、調書をもて、いつ、だれが、どこで自分の名前をいい出したのか、うその発端はどこにあるのか、わからないようにしているんですよ。真相解明をするはずの検察官が、真相にふたをしていることになるんですよ。

席を外してくださいという話がありました。たなんていうことを、検察官の方はよくおっしゃいます。可視化の反対論の根拠にされます。しかし、私にいわせれば、「席を外してください」といわれたときに検察官はどうすべきか。「いや、これは私一人で聞くべき問題ではない。捜査というものはどういうものか。場合によったら、あなたがしゃべることは法廷に出るんだ、それが私の務めだ、それでもしゃべってほしい」。そう説得するのが当たり前じゃないですか。

こんなことを宗像さんがおっしゃるといのは、私は全く理解できない。しかし、そういう事実を宗像さんはよく経験しておられるから、多分2年後ぐらいにもう一度来たら、可視化賛成ということになるんでしょう。

宗像 私の内心の意思まで推測されて、これが当たっていなかったら、先生のいままでいわれたことも信用性がないかもしれませんね。

私は弁護士になってまだ1年半です。いくつか事件を担当していますが、可視化ということはともかく、身柄を拘束されるということの意味の重大さということは、弁護士になってみると、非常に感ずるところが大きいです。

つまり、普通、在宅事件の調べなどでは、どんな話も聞けて、打ち合わせもできるわけです。しかし、鉄格子の向こうへ行ってしまうと、それは1日に会う時間が30分とか指定されて、その中で打ち合わせもやらなきゃいかんということで、なかなか思うようにならないことが多いわけです。

そういう意味では、可視化というよりは、身柄拘束の問題について、刑事司法制度の改革というのならば、もっと考える必要がいろ

いろあるんじゃないかな、と思います。

後藤先生は刑事弁護の雄という感じでありまして、これまでに20件ぐらい無罪を獲得しておられるという赫々たる成果をお持ちです。私は逆に、検事として何千件も有罪にしているという立場でございまして、全く水と油という……本当は心は通じているんだろうと思いますけれども、いまの可視化の問題も……。じゃ、可視化したら本当にそれはやれるのか。

例えば、特捜検事がある被疑者を23日間調べるといったら、これは毎日8時間調べる。そうすると、180時間ぐらい調べるわけですね。これを毎日ビデオに撮って 恐らくそれは全部やらないとだめなんでしょう。前後をはしょったりすると、そのとき何があった、あるいは映っていないときに何かがあるんじゃないか、いろんなことが出てくるんだろうと思います。これを検証する。しかも、あらゆる事件についてやる。これはすべての身柄事件についてやらなきゃ意味がないだろうと思います。それは大変な、膨大な話で、弁護士 私はなったばかりだけれどもにとっても大変な仕事になるだろうと。この点は、後藤先生はどう考えているのかなと思います。

後藤 それは簡単な話でして、誤解があるんです。要するに、可視化していれば、自白の人は自白、否認の人は否認で、ちゃんと法廷でも行くわけです。法廷に行って、自分は、捜査段階では自白していたけれども、いま、否認していますといったら、ビデオテープを一部でもみればわかるわけです。

逆に、否認していた、しかし自白に転じたという人もあるけど、それはあまり問題になりませんね。逆のケースです。

イギリスでは、可視化制度、ビデオ録画とか録音を導入してから、任意性をめぐる争いは絶滅したといわれているんです。日本でも同じことになります。例えば、23日間ずっとやればいいんです。可視化していれば、仮に、自白した人が「自分は暴行を受けたんだ」といったらみればいいんです。「何の問題もありませんでした。できてきた調書は簡単なものですが、私はこれで認めます。間違いありません。」法廷でわざわざ再生する必要もないでしょう。

いずれにしても、検証できるということが重要なのであって、20日だろうが100日だろうが、1000日だろうが、いまどきはDVDがありますから。イギリスなんかダブルデッカーとかいってやっていますけど、日本には優秀なメーカーがあります。優秀な機材をつくって、検証しやすく、頭出しをポップとやれば、そんなものはあっという間にできます。全部の弁護人が全部の録画をみる必要なんて全然ありません。

しかし、いったん暴行なんかがある、あるいはだましがあったんだということになれば、それは弁護人は必死になってみなければならぬ。検察官も必死になってみるでしょう。それで、あったか、なかったか、一発で決着がついてしまう。

だから、我が国でも可視化を導入すれば、任意性をめぐる争いは絶滅するでしょう。これは予言してもいい。宗像さんが、推測にすぎないのやから責任とれといわれるのなら、私、責任とりますから。どういう責任をとるかは別にしましてね。

そういうふうに、これは非常にはっきりしています。

司会 論議は尽きないといえますか、私な

どはお二人の意見を聞いていますと、それ程なほどと思って、判定しにくい状況に陥っているんですけども……。ほかの論点も触れたいと思いますが、その前に、宗像さんに一点おうかがいします。

日弁連のいう可視化というのは、ビデオの録画とか録音ですが、検事総長の松尾さんも、限られた期間で、供述調書の任意性、信用性を立証する効果的な方法を議論してほしいという指示をされているようです。いわゆる透明性について、仮にビデオか録音が認められない場合に、こういう方法なら、もう少し弁護側と検察側が供述調書をめぐって多くの時間を費やすということがなくなるという方法論みたいなものは、何かあるでしょうか。

宗像 いま、話題に出ましたが、取り調べメモというのは、普通の場合でも検事はもちろんつけているんです。例えば、ある人の取り調べを担当して、身柄事件で調べをするということになると、分厚いノートというか、紙のつづりを用意して、毎日毎日何時から何時まで取り調べをして、どういう項目について、相手の健康状態、反応はどうだったか、どの項目についてしゃべったのか、否認したのか、これは全部詳細にメモをつけているわけです。

ただ、それが客観性を帯びないものであれば意味がないわけです。これが後に改ざんされたり、あるいは都合のいいように解釈されたり手を加えられたりしないような形で保存し、客観的にそれがほかの人からみても信用できるものだという、いってみれば厳封して、争いにならうがなるまいが残す。そういう記録につけて、取り調べメモもそのときに全部、準証拠的なものにしちゃうということはあっていいかなと思います。

例えば、リクルート事件とかロッキード事件などはものすごい争いがある事件でして、政治家も含めているんな会社、企業の役職員の人たちがみんな捕まって事件になっているわけです。そうした人たち一人一人について、どういう過程で自白をしたか、いつ、どこで自白して、どういう経過をたどったかというものを、各検事が全部メモを持っているわけです。

ですから、そういうメモがあるから、検事が法廷へ出て、任意性、信用性の証人のときに全部しゃべれるわけです。だから、それは客観性を保つようなものとして残す。これは検察庁で実際にやっているんだろうと思いますが、我々の時代でも、客観性を担保する形まではとっていないけれども、各検事が、その事件が終わるまでは持っていましたね。

ですから、さっきリクルート事件とおっしゃったけれども、私も長いこと、資料は全部、いつ、どこで呼び出されても、この人はいつ自白した、何をきっかけで自白したかということを知られたら、すぐ答えられるように準備はしてあるわけです。でないと、さっきおっしゃられたように、脅迫だ、暴行だ、利益誘導だといわれてしまいますので、そういう努力は検察の方もしているんだろうと。だから、いきなりビデオとかなんとかいう前に、そういう制度でちょっとやってみた方がいいんじゃないかということです。

先生のおっしゃるのもわからないじゃないけれども、まだ1年半の弁護士生活では、なかなか……。

後藤 全く極端なことを申しあげているのではなしに、宗像さんのおっしゃったことは、全然話になりませんよね。失礼ついでに申しあげますけどね。

いいですか。客観的に何があったかを明らかにしなければ、どこまで行っても水かけ論になりますよ、それをどうしますかというのがテーマです。それを一方の当事者である検察官が、自分で調書は作る、ページを打つのもおれの勝手だ、割印もおれの勝手だというふうな中で、いくら書いても、例えば、「私はいすにのぼってどなりました」と書きますか？そういうことが争いになった場合に、何の役にも立たない。非礼ついでにいうと、くその役にも立たんです あ、これは録音されてしまったね。失礼いたしました。わかりやすくいうと、そうなんですよ。

いまテーマは何か。密室の中で何が起こったかを明らかにしましょう。それによるいろんな問題はあるでしょう。いままでの検察官の調べの仕方ではだめでしょう。いすのうえに乗って「おまえ」といっておったんではだめでしょう。机のうえを定規でたたいて、「こら、おまえ、しゃべれ」ではだめでしょう。

そうなれば検察官は、技術を磨かれるでしょう。きちっと尋問で追及して矛盾を露呈させて、それで事実を糾明していかれるでしょう。私は、検察官のためにも申しあげているんです。可視化すれば、検察官の能力は飛躍的に向上するでしょう。

それはそうですよ。だって、自分のことを考えてください。人から自分がみられている。自分は強大な権力を持っている。それを行使して、私にいわせれば、検察官、警察官のやっておられることは、崇高な使命にもとづくものですよ。犯罪を摘発して、真実を明らかにするんですよ。自分は手足を縛られている、本当はぶんなぐりたいかもしれない、しかし、なぐったらあかん、論理的に詰めていって真相を糾明しよう、こういうふうにするのが検察官、警察官。だからこそ崇高なんですよ。

実際にあったことを、「一部隠しておいてやるわ」「よっしゃ」「おい、席を外してくれ」「外してやるわ」ここは書かんといてくださいよ」「書かんとくわ」。こんなことで、崇高な使命が達成できるか。その人限りではいいですよ。しかし、先ほども申しあげたように、それによって罪に問われる人のことを一回でも考えたことがあるんか、と私はいいたいわけです。

真相を明らかにしたらいいんです。裁判で我々は何をするのか。真相を明らかにするんですよ。取調室だけ真相を明らかにしないようにするというのは背理でしょう。不正義でしょう。不公正でしょう。それぐらいはわかってもらわねば困るというのが私の考えです。

宗像 いろいろご意見はあるのかもかもしれませんが、捜査というのは、人前にさらしながらやるものではないんだと思うんですね。よく「捜査の密行性」というんですけれども、いろんな取り調べの中では、話のやりとりがあって、相手が心を開く。いろんなことが語られるわけです。検察官あるいは捜査官の方から自分の心情を話す例もあるし、いろんなことがあるわけで、そういう中身を全部明らかにしろということ自体が無理だろう、捜査の実情をおわかりにならない、というふうに私は思います。

暴行、脅迫、利益誘導、それが行き交っているような、そんなものじゃないですよ、捜査というものは。

私はいままで使命感をもって捜査をやってきた。私利私欲、名誉、出世のためにやっているわけではない。この事件を解決しなければ被害者が浮かばれないだろう、いってみればそういう崇高な目的でやっているわけです。そんな暴行、脅迫、利益誘導がふだん横

行しているような、そんな言い方はおかしいと思うし、捜査の実情をお知りにならないというふうに申しあげたい。

後藤 崇高な使命をもって、宗像さんがそういうふうに取り調べをしておられたらうということは、私はいささかも疑わないんです。可視化されていないけれども、私はそれを信じるんです。だからこそ、怖いんです。

いいですか。警察官が暴行を振るうときに、でっちあげてやろうとって暴行を振るっている人はいないんですよ。その人たちも、覚せい剤のこの犯罪を何とかしよう、吐かせたろうと思ってやっているんですよ。目的は崇高なことは間違いありません。けども、それと可視化するのとは全然別の話です。

一番最初に、基本的に我々が確認しなければならぬのは、取り調べの場は、私たちの家の居間で友人と話したり、悩みごとを聞く、そういう場ではないことです。取り調べというのは圧力の場です。明らかにそうなんです。そこで圧力をかける側に立っている検察官、警察官がどのように考えても、そこで築かれる信頼関係というのは、真の意味での信頼関係ではないんです。その中には、支配と、被支配が必ずあるんです。だからこそ、真実も語られるし、それから虚偽も語られるんです。

私は、虚偽ばかり語られる、暴行ばかりあるなんていっていません。例外ですよ。検察官が暴行するなんていうのは、それは例外です。しかし、その背後にどういう考えがあるかということ、それを明らかにするためには、すべてを可視化する以外にない、こういうふうに申しあげています。

司会 実はこの後、捜査、公判がどう変わるかという論点にしようと思っていたんですが、お二人にかなり議論を深めていただきま

したので、ここで会場から、質問なり意見、またはお二人のどちらを支持するかも含めて参加してもらいたいと思います。

植村俊和（テレビ朝日） 可視化でオープンになっていくというのは必要だと思うんですが、宗像先生、後藤先生の話聞いていて、ひとつ、テレビの世界の人間として思うことがあります。映像というものの取り扱いに関して、あまりにも真正直といいますか……例えば、僕らの世界では、映像というのは化け物みたいなものだと思っていて、その扱いは非常に難しいと思うんですが、その辺の議論が全然なされていないと。

例えば、本当に映像が真実を伝えるのかということまで含めまして、映像の取り扱いに関しての議論、例えば取調室でのアングルとか何から何まで含めて、そういうもので恣意的な運用がされる可能性というのは重々あり得ると思います。その辺はどうお考えになっているのかをおうかがいしたいと思います。

司会 これは後藤さんから。

後藤 いまご指摘の問題は非常に重要な問題でして、日弁連でも関心を持って、いろいろ議論しております。

例えばこういうことがあります。薄汚れた格好をしている被疑者がいて、眠たそうな顔をして逮捕されたとき、片や刑事がパリッと小ざっぱりした格好をしてあって、丁寧にいってある。そうしたら、いきなり呼び出されたから、「いやいや、おれ、知りません、いやあ……」とかいって口ごもってあったと仮にしますね。それだけで、否認はしておるんだけど、自白のような印象を持ってしまっているのではないかという心配が実はあります。

これはしかし、それも含めて全部を明らか

にする以外ないだろう、と。心配はあるんですよ。そういうことを理由に検察官から有罪の指摘を受ければ、弁護人は「それはいつ起きて、寝ぼけておって」という説明をしなければならないだろう。こういう意味で、おっしゃるとおり、映像は化け物だということは認識したうえで、にもかかわらず、なおかつそれをやらねばならないのではないかというのが私の考えです。

それからもうひとつ、できるだけ作為が入らないように。これはもう非常に大事なことでして、私はイギリスとオーストラリアとモンゴルと行ってきましたけれども、オーストラリアなどはそういうことは非常によく工夫をしていました。取調室自体の構造を工夫している。カメラも2つあるんですけど、小さな目ですから気にならないんですよ。下の方はアップするんです。上の方はそのままのアングル。これが自動的にパッパッと変わるわけです。操作しなくても変わるようになっているんです。そして、3本のテープを、できあがったらすぐサインをして、本人の方に1巻渡すとか、そういうふうに撮影の場で作為が生じないように、しかも全体が映るように、死角がないように。

死角があると、足でけっとなったという話をするかもしれない、こういうことになりますから、死角がないように、しかも後の改ざんもできないように、とやっておるんです。

我が国で、それをできるか。簡単にできません。そんなもの、日本には優秀な技術者がいっぱいいます。だから、そんなことはすぐできると思っています。

司会 宗像さんはどうですか。

宗像 僕は、むしろ映像に映す側というか、角度とか、そういう問題よりも、むしろ映さ

れる方が意識して、プリテンドというか、装うというか、そういう感じになるのが非常に怖い。

例えば、私がもしテレビに出るとしたら、やっぱりしゃべるときはよそ行きの言葉でしゃべるかもしれません。テレビに映っている、あるいはビデオに映っている、録音されているということになれば、きれいな言葉を使うでしょう。相手も映っていることを意識すれば、「やってないんですよ」といって涙流して訴えるかもしれませんね。

だから、それは映ったものをどう解釈するかという、どうとらえるかという問題もあるし、映される方の意識に与える影響が大きいだろうというふうに私は思います。テレビに出る人たち、みんな映されていることがわかれば、態度が変わるじゃないですか。そういう感じがしますね。

後藤 しかし、23日間ですよ、いいですか。1日8時間、9時間、弁護人の接見は15分、30分ですよ。それで、8時間も毎日毎日やっていれば、どうでしょうか。私だって、きょうは、30分もしたら録音していることを忘れて、「くその役にも」というような汚い言葉を使ってしまった。忘れてしまうんですよ、そんなものは。

司会 ほかに会場の方から、皆さんの取材の体験から、どうぞ。

菅野徹（日経出身）全く素人で、意見と質問なんですが、まず意見は、検事も警察もいわゆるお役所、官僚ですね。その人たちの考え方は、いまやっているやり方を変えたくない。自分がやっているのが正しいと思い込んでいて、それに対する改革なり改正には、どうしても反対する、保守的になるというふうに私は思いました。

ですから、改正する方がいいのかどうかはまた別で、とにかくいまやっているのを変えたくない。もしかすると、そういうのが本能的に嫌であるというふうに思いました。これは私の意見。

質問は、日本がやらないのに、すでにいろんな国がやっているのはなぜですか。日本のほかに、日本と同じやり方を依然としてやっているのはどんな国がありますか、これが質問です。

司会 では、宗像さんにお答えいただいて、次に後藤さんから。

宗像 いま、いままでやってきたことがいい、これを守るために、改革、変えることが役所として嫌なんじゃないかという、そんなことじゃないんです。

もっと基本的に、日本の刑事司法、いってみれば、実体的真実発見にとって、可視化というのはプラスの方向で働くんだろうか、マイナスの方向で働くんだろうかというところに思いを致しているんです。これが実体的真実の発見、真相の発見に支障がないよというのであれば、私は賛成しますよ。

別に、調べをブラックボックスに入れてしまって、表へ出すのが嫌だ、いままでやっているのが正しいといっているんじゃないんです。これをあからさまに、取り調べの内容を表に全部出してしまおう、そういう形が、被疑者が自白をすることを阻害するのではないか。自白をするということは悪いことではないんですよ。罪を犯した人がしゃべり、矯正教育を受け、服役して、保護を受けるという形全体からみても、これはいいことなんです。イギリスとかオーストラリアとかモンゴルとか、採用している国はあるんだけど、それぞれの国の実情、法体系、全部子細に検討して

みると、いろんな点で違っているんです。

だから、前は反対していたということはあったんだろうと思いますけれども、イギリスなんか、いろんな点で中身が違っています。さっきいったように、1回被疑者をつかまえて起訴するまでに、あそこは検事なんか調べやしませんから、警察だけです。そういう中で30分ぐらい1回調べるだけのところで、いってみれば、ビデオ録画というのは弁解を聞くだけ、弁解を固定するだけの役割的なものだと私は思うのです。

自白をビシッととるかどうかということに関心はないんです、あそこは。あそこはラフ・ジャスティスといって、日本みたいに細かい証拠を集めて、冤罪が出ないように一生懸命やる、ということではないんですから。だから、被疑者のしゃべることと被害者が違っていたって、そのままボンと起訴しちゃうんです。

日本は、90何パーセントほとんど有罪だという確証がなければ、起訴しないんです。イギリスは、51%ルールというんですけれども、有罪か無罪かで有罪の可能性があれば起訴するんです。全然、法体系というか、システムというか、刑事司法の根底にあるところが違うんです。

だから、ここの国もやっている、ここの国もやっているという、そんな乱暴な話ではなかなか納得できないんじゃないかと私は思うんです。

すみません、答えになっていないかもしれませんが。

後藤 核心を突いた反対尋問を防ぐ、しのご唯一の方法をお教えしましょう。それは、

話の焦点をずらすことです。焦点をずらす賢い方法は、話の対象を広げることなんです。

いいですか。「これまでの取り調べに多くの弊害がありました。取り調べの可視化は必要不可欠ではありませんか。世界の潮流ではないですか」という正しい反対尋問に対して、まともに答えると、「そのとおりですね」ということになるんですね。

そこで賢い人は、反対尋問に対して用いるこの手を使おうというわけです。焦点をずらすんです。話の対象を広げるんです。「いろいろ違います」というわけです。それは違うでしょう。イギリスと日本でもいろいろ違います。

この問題をどうお伝えしたら一番わかりやすいかと思って考えたんです。きのう、ほいっと考えついたのは、こういうことです。

日本家屋はかやぶきの木造です。外国のやつは石造りです。だから、かやぶき、木造の一本の柱をひょいっととって可視化に取りかえたら、この家はつぶれますよというわけです。例え話として適切かどうかはよくわからないけれども、何となくわかるでしょう。そうおっしゃっているんです。

しかし、私がいっているのは、そのかわり柱は腐っていますよというんです。ちゃんと可視化しないと、きちっとした可視化の中で真相を糾明しないと、腐っておりますよ。だから、それを取りかえましょう、こういうふうにいっているんです。

諸外国も同じです。もともとイギリスなんか、制度は違います。違うけれども、変えたわけです。そのときに向こうの警察官も検察官もどういうたか。これは私の推測が入りませんから、100パーセント保証しませんよ。

「我が国では長らくこういうふう調べ

てきた。ビデオをとったら、弁解録取の手続き、ラフ・ジャスティスかもしれないけれども、最初の自白がとれなくなりますよ、そんなのは反対だ」といったと思うんです。

実際、私がイギリスに行って聞いてくると、警察官も検察官も「我々は、初めはそういつて反対した」というんですよ。だけど、入れてみたら、真実にまさるものはないんですよ。「それで、我々は法廷に呼ばれなくなった」。それは万歳なんです。宗像さんがリクルートで法廷に呼ばれることはないんですよ、可視化していれば。しかし、現実にはたくさん呼ばれているわけです。

もう一点、別の国ではどうか。私がいままで行きましたのは、イギリス、オーストラリア、それからアメリカにもうすぐ行きます。アメリカでも、もともと弁護人が立ち会うから、そんなもの必要ないといわれていたんですが、続々と、可視化をせなあかんという州が出てきた。

それから、モンゴルにこの前行ってきました。これはごく一部ですけども、可視化されています。ポリスアカデミーの教官に聞くと、「やっぱり全部やらねばなりませんね」というふうにいっています。

台湾、やっています。韓国、やっています。台湾、韓国なんて、日本の法律とほとんど一緒ですよ。ほとんど一緒なんです。韓国は、さらにどんどんやろうと、これは検察主導でやっているんですよ。

宗像さんは、イギリスとは違う、黙秘権も違う、ラフ・ジャスティスだといわれた。しかし、韓国は日本と全く同じようなところですよ。そこが可視化しているんです。

それで、聞いてみると、向こうの人は、「やっぱり可視化をすると、自白をとりにくいと

ころはあるかもしれないけれども、しかし、それよりも、きちっと真相を解明して出すことが大事です」といっているんです。

それ以外の国については、正確にはわかりません。

掃本直行（読売新聞） 可視化について、例えば被疑者が「撮らないでくれ」ということは言えるんでしょうか。

後藤先生をお願いします。例えば先生が担当された暴力団の事件で、自分はもとより関係者、家族に報復のおそれが出てこないのかという点で問題があれば、おうかがいしたい。

後藤 「撮らないでくれ」という場合に、撮らないようにするかどうかというのは、実は日弁連でも議論いたしました。そういうことをいい始めると、撮らないようにいえという圧力があるかもしれない。そういうおそれもあって、有利であれ不利であれ、やはりすべてを明らかにするという方が正しいのではないだろうか、といま現在は考えています。

それから、報復のおそれですけども、可視化したからどうという問題ではないんですよ。いまでも調書に、先ほど私が例に挙げた事件などは、たくさん関係者が、親分ですといって名前を全部書いてあるんです。そこで報復が起こった例はありません。その事件については。

日本全体でそういうことがあるかどうかは、私ははっきりとはわかりません。しかし、ごくごく少ないことは間違いありません。証人尋問に出たから殺されたなんていう話は、皆さん方も聞かれたことはないでしょう。それはほとんどないというふうに考えていいし、それは可視化特有の問題ではないと思います。

司会 宗像さんの方からはありますか。

ないようですが、後藤さんから追加の回答があります。

後藤 先ほどの質問にもうちょっと追加して申しあげますと、イタリアは一部可視化をしております。それから、フランス、ドイツにつきましては、フランスは、少年の取り調べについては録画が義務づけられております。それから、ドイツは、録画・録音はありませんけれども、捜査段階での被疑者の供述がそもそも証拠にならないというのが原則ですので、ドイツはそういうふうにしてやっております。

大体、先ほど申しあげたのにつけ加えらるれば、そのあたりがつけ加えるべきことです。

山本和朗（茨城新聞） この4月から司法クラブで仕事をしているんですが、4月以降、私の短い経験でも、いわゆる別件逮捕のケースがかなり発生しています。微罪で逮捕された容疑者が、満期日近くに、いわゆる本件の殺人とかで逮捕されたり、あるいは、そのまま公判中になって、覚せい剤所持などで公判中の男が突然殺人ということで逮捕されたりするケースが、この4月以降でも、茨城県でかなりあるんです。こうしたケースは、可視化された場合に、捜査とか、取り調べとかに影響が出るんでしょうか。

司会 これは宗像さんからお願いして、次に後藤さんに。

宗像 ちょっとそのお話は詳しくわかりませんが、別件で、つまり軽い罪で逮捕して、その逮捕期間中に別の重い罪を自白させた。重い罪と軽い罪、両方で起訴した、こういうケースですか。

山本 捜査段階で、我々もいろいろ取材活

動をする中で、大きい捜査本部事件などに容疑者が浮上してきたりしますけれども、まず最初に、本件の方ではなくて、証拠が固い、窃盗なら窃盗、あるいは覚せい剤なら覚せい剤で、まずそれで逮捕して身柄をとって……。

その後ずうっと、我々でも、あいつが犯人だという形で捜査情報としては取材でかなり入ってくるんですが、なかなか供述がとれない、かち割れないという形で、延々続いて、23日間の拘留期限などは関係なくて、その後ずうっと時間がたって、公判に入っても、なかなか公判日程が入らないままずうっと続いていく。それが突然、本件でやっと容疑が固まったというか、供述がとれたという形で逮捕されるケースがかなりよくあります。明らかに別件逮捕だとみられますけれども、普通、逮捕状をとって供述をとる場合には、本件での取り調べというのが最優先されるかと思いますが、突然本件で口を割るわけですね。可視化されると、こういった日本の捜査の現状というのがどのように変わるのかなというふうに思っています。

宗像 いまご質問の別件逮捕というのがいいか、悪いかという問題がありますけれども、通常は、警察は捜査をしていて、本犯たる強盗殺人事件なんていうのに、最初、証拠が足りなくて踏み込めない、逮捕状を取るのに至っていないというような場合に、犯人がこの人の可能性が強いという場合に、例えば覚せい剤とか、もっと別な窃盗でも詐欺でもいいんですけども、そういう別件があれば、別件で入るというのはよくあることでありまして、我々が検察官をやっていたときに、検察の立場からチェックする場合には、別件が取るに足らない微罪で通常逮捕もできないものを、本犯をやるためにあえて逮捕して身柄をつないで自白させる、そういうために使う

というのであれば、これは違法というか、こういう捜査はやってはいけないという指導をしているわけですが、起訴できるような内容を含んだ別件であれば、逮捕することはもちろん可能だし、その期間中に別の余罪についての調べも、被疑者側が了解すれば、いくらでも調べられる。いまのは理屈で申しあげたわけです。

例えば、ビデオが入ったら、そういうものについてどうなるかということですが、それは捜査官が普通に「君はいまこの容疑でつかまっているけれども、本犯の強殺について、ちょっと説明を聞きたいんだけど」「応じますよ」ということでの調べであれば、違法でも何でもなし、それは変わらないんじゃないでしょうか。

ただ、本犯をやるために、あまり必要でもない事件で逮捕したということになると、本犯の方の調べに力が入り過ぎるということがありますから、そういう意味では、そういうものの調べについては、警察がもしやる場合については検察官もチェックする必要があるなというふうには思います。

後藤 可視化をすれば、適切な捜査がふえる、違法、不適切な捜査は減る、これは確実にいえると思います。

井下洋（読売新聞） 私は大阪地裁と大阪地検の担当をやったんですけれども、後藤先生のおひざもとというわけではないんですが、可視化は必要かなと思っています。

というのも、裁判所を担当しているときに、先ほど後藤先生がおっしゃったように、調書の信頼性というので争っている事件というのが、傍聴していて、すごく多いと思うんです。かなりひとつひとつの裁判がそのことによってすごく時間がかかっているなというのは、

実際に傍聴した者として思います。

ただ、一方、検察庁の方を担当して、先ほど宗像先生がおっしゃっていたように、ビデオがあるとなかなか自白がとれないというのも、僕らも伝え聞くところではありますけれども、実態としてよくあると思うんです。

で、折衷案というわけではないんですけれども、一応全部撮る。で、信頼性を争う場合に、弁護人の申請で検察側が出すか出さないかを定める、公判で出すか出さないかを定めるというふうにすれば、比較的そういう争いがなくなるんじゃないかなと思います。

もし仮に検察側が出さないということになれば、当然、裁判所の検察側に対する心象が悪いわけです。ハンディを背負った中で、その調書は信頼できるんだということを検察側が争えばいいと思うんですよね。そうすると、信頼性を争う裁判が減ると思います。

自白がとれるかどうかのところでは、検察側が自白をとるために、今回の事件は可視化をしませんというふうに弁護人に伝えて、事件を進める。それは当然、公判になって否認された場合に、どう立証するかを検討して立件しなければいけないということもできると思うんです。折衷案でどっちつかずになるかもわからないですけれども、ご意見を聞かせていただければと思います。

司会 これについては、まず後藤さんに答えていただいて、次に宗像さんに。

後藤 最初にいわれたように、全部を撮って、その一部が出てくるというのは、手順をどうするかは別にして、実際問題としてはそうなると思うんです。

先ほど申しあげたように、自白は自白、否認は否認で争いようがなくなることが、これ

は諸外国の例からも明らかですので、実際にはテープもみないで済む事件が大半だろうと思います。実務上はすべてを撮って、請求があればすべてをみせる。しかし、実際の審理では、それを延々とみるようなことは、ほぼゼロに近いということになるのではないかと思います。

それ以外の、いろいろおっしゃったことについては、非常に問題が多いのではないかと。シンプルな原則を立ててシンプルな運用をしないと、そこに病理現象が膨らむ要素が出てしまうのではないかという感じがいたします。

宗像 折衷案みたいなもので、そういう考え方もひとつはあるんだろうと思いますが、すべての身柄事件でビデオ録画・録音をするということになれば、これは大変なことでありまして、真実が発見されないのではないかとこの危惧のほかに、そのコスト、その手間暇、これは膨大なものになる。

では、これを裁判員が関与する事件に限ったらどうだということになりますと、むしろ裁判員が関与する事件というのは、殺人とか、それに類する事件ですから、むしろ争われているのは、そういった以外の事件、主観的な違法要素と申しますか、犯意、故意、あるいは目的、あるいは認識、そういったことが争われる事件が、その自白が無理があったかないかというのが多いわけです。さっき後藤先生のおっしゃった覚せい剤事件などもそうなんでしょうけれども、覚せい剤の認識だとか、そういうことが中心で、そうすると、それがはずれてくると、またそれも困る、こうおっしゃるだろうと。これは全部に適用するといったら大変なことでありまして、まずは捜査、取り調べメモから始めてみようかというのがいいんじゃないか。それで、それでもだめなら、さらに進んでいく。

私も何年か弁護士を経験して、恐らく後藤ファンになるのかもしれませんが、そういう流れもあるかなというふうに思います。

司会 まだ質問したい方がいると思いますが、時間の関係で締めくくりの発言に移りたいと思います。特に宗像さんの場合は、裁判員制度の下で捜査、公判はどう変わるかというレジュメも用意していただいたんですが、冒頭発言では概略しか触れる時間がなかったものですから、その辺も踏まえて。もしくは、せっかくメディアの会合ですので、裁判員制度導入の中のメディアに対する注文などもあればうかがいたいと思います。比較的抑えられてここまで来た感じで、内心は、かなりメディアに対する注文、言いたいことがあるのかなというふうに推察しています。

最終弁論と申しますか、締めくくりの発言を、まず後藤さんからいただいて、宗像さんで締めていただくという形をお願いいたします。

後藤 長い時間ありがとうございました。

ごく簡単に申し上げます。私どもの可視化反対論に対する見解というのは、きょうお配りした草色のパンフレット(編集部注:『取調べの可視化(録画・録音)の実現に向けて』日本弁護士連合会 2004年11月)の中にすべて出ております。

取り調べ可視化に反対する人たちは、真相解明というそもそもの捜査の目的とは正反対の方向に走っているようなものです。捜査の目的と正反対だというだけではありません。捜査の次にくる裁判をもゆがめているんです。容易に可視化できるにもかかわらず、いま予算の問題が大変だということを宗像さんがおっしゃいましたけれども、これは、まず初めにやり始めるとすると、数億の予算でできる

のではないかということで、いま民主党が法案も提出しているようです。6億でしたか、7億でしたか、とにかく出発はその程度になる。全警察にそういう施設を設けても、本当に膨大な予算が要るとは到底思えないのです。

容易に可視化できるにもかかわらず、取調室を暗闇に閉じ込めたまま、密室でできた調書をもとに裁判をするというのですから、最良の証拠に基づいて事実を認定するという裁判そのものの基盤をみずから掘り崩しておられるのではないかと考えるわけです。そのような不合理、不公正が長く許されるとは思いません。

大正時代に制定された刑事訴訟法ではなくて、戦後制定された刑事訴訟法のもとでも、冤罪はなくなりませんでした。これまで多くの冤罪事件がありました。中には、最初に申しあげましたように、死刑判決を受けて、後に再審で無罪になった事件もあります。

これらの多くの裁判で、常に問題になったのが自白です。密室で虚偽の自白が作り出されることがあると、これまで多くの裁判が教えてくれているのです。

私は何も、密室ではすべて暴行が行われているとか、虚偽ばかりが出ておるということをいっておるのではないんです。密室では、真実は語られることはあるだろう。しかし、同時に虚偽が語られることがあるだろう。密室で、本当に真摯な態度で取り調べをされる方もあるだろう。しかし、机のうえに乗って「おまえ」という調べもあり得るだろう。そのような事実を前にしてなお、それから何の教訓も学ばないというのでしょうか。

録音機が複雑で、録音テープが高価な時代であれば、可視化が困難だという言い訳も可能であるかもしれません。モンゴルへ行くと、

モンゴルは貧しい国ですから、非常に高いということが一番の支障だとおっしゃっています。しかし現在、我が国では機器は改良され、操作は簡易、価格も驚くほど安価になっています。ビデオ録画機器についても同じです。いまや時代は、技術的にも価格面からも、可視化を拒む人々に味方していないのです。

私たちは20世紀の時代から、取調室にカメラや録音機を持ち込むように訴えてきました。捜査官が逮捕後23日間もの間、しかも弁護人の立ち会いなくして取り調べを続ける我が国では、可視化が不可欠であると訴えてきたのです。

宗像さんもお指摘のとおり、我が国よりはるかに短時間、短期間しか取り調べをしないような国でも、冤罪の経験を、取り調べの可視化に結実させてきたんです。イギリスがそうですし、オーストラリアもそうです。被疑者が権利を放棄しない限り、取り調べに弁護人が立ち会う制度を持っているアメリカでも可視化が進んでおります。香港でも可視化がなされている。台湾でも、韓国でも可視化が実現しています。

取り調べの可視化は世界の潮流といっても過言ではありません。多くの国が虚偽の自白を防止するために、そして、真相を語る最良の証拠を収集するように、捜査当局に求めているわけです。それは、これまで闇の中で行われてきた取り調べに光を当てて、捜査官に正義と公正を求める動きでもあります。

取り調べ状況をめぐる水かけ論を続けることの愚は、充実した迅速な裁判を強調すればするほど明らかになる運命にあります。技術的にもコスト的にも障害がないのに、最良の証拠に基づいて事実を認定することを拒否し、取調室を闇の中に放置し続けるような不合理、不公正が続くとは思えないのです。

取り調べが可視化されないままに裁判員裁判が始まることはない、私は信じたい。裁判員裁判のもとでは、取り調べの全過程が録画・録音されていて、自白の任意性が問題になれば、取調官の証人調べなんていうことをしないで、直ちに法廷で、取り調べのテープの問題の箇所が証拠取り調べされるということになる。

そもそも、そんな場面そのものが絶滅する。必ずやそういうことになるだろうと考えています。私たちは捜査機関が直ちに取調室にビデオカメラを設置する準備を始めることを望むのです。

先ほど、部分的という話が出ましたけれども、少なくとも、例えば可視化特区を設けて試験運用を開始する。例えば、東京地検の事件はすべてやりましょう、と。全国でやらないでも一部でいいんです。そういう実験をして検証するということが必要ではないか。それを直ちに始められるべきではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

司会 続いて宗像さん、お願いします。

宗像 本日はお呼びいただきまして、いろんな意見を述べさせていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

刑事事件の捜査というのは一体何だろうか。先ほど、検察の使命ということを申しあげましたけれども、我々は、実際に事件を犯した人を、証拠によって適正、適切に処罰を求める、裁判所に適正な科刑の実現を求めるという仕事をしているわけで、もちろん冤罪は出してはならないし、無罪の人を罰するようなことがあってはならない。これは、一検事に限らず、捜査官全員がもちろん持ってい

る思想であります。自分たちがこの事件を解決すればどうなるか、名誉だ、出世だ、そんなことを考える人は一人もいません。

よく、自白は悪であるみたいなことを言う人もいるわけです。自白をしなくても、客観的な証拠で、あるいはいろんな推定規定でもって有罪が立証されるような法制度になっていけば、それは自白しなくてもいいかもしれません。けれども、日本のように、主観的なものが刑法に規定されている犯罪が多い場合には、みんな自白しないと処罰することが難しいことになるわけです。

そういったものについて、検察官あるいは警察官、捜査官が真摯に被疑者と向かい合って供述を求める。これは、自白を得る、あるいは真相を解明し、被害者のためにもなるわけですがけれども、この目的を遂げるためには、ここに弁護士が立ち会ったり、あるいはビデオカメラが入ったり、録音機が入ったりする、そういう余地はないと私は考えている。

ただ、そうしますと、後藤さんもいわれるように、ブラックボックスになってしまって、そこで何が行われたかわからないじゃないかというわけです。しかし、直接そこをのぞく必要はないでしょう。直接そこをのぞけば、しゃべらなくなります。暴力団の下部の組織の組員だって、自分がしゃべったことが世に知られるということを前提にはしゃべりませんし、オウム真理教の事件でも、一人のお医者さんがあらゆることをしゃべったがために全体が明らかになった。ああいうことをしゃべる人がいなければ、組織犯罪の解明はできません。

先ほどからいろんなことを申しあげていきますけれども、そういう中で、実体的真実が発見され、かつブラックボックスといわれる部分が明らかになる手段を、そこをのぞかな

いでやったっていいじゃないですか、ということを私は申しあげたいんです。

それは、さっき申しあげたいろんなメモ制度もありますし、接見を毎日のようにやる。場合によっては1日2回接見する。ということをやっていれば、「きのう、こんなことがありました。捜査官がテーブルのうえに乗ってどなっていました」、そういうふうに弁護人に報告がされれば、それはひとつの事実として、本当であれば、弁護人がそれをいろんなところで反証する機会もあるわけです。

ですから、直接的にのぞかなければいけないということによって実体的真実が後退するということはあってはならない。日本の治安、社会の治安を守るために、刑事事件の解明というのは非常に大事なんです。

自白を獲得するというのは、そんな簡単な話ではないんです。これは検察官を何十年もやっていてわかりますけれども。事件、解決しなくてもいいや、もうしゃべらなくてもいいや、となってしまうたらどうなるか。「私はやるつもりがありませんでした」「ああ、そうでしたか。それじゃお帰りください」、これで済むなら、警察も検事も楽なんです。しかし、我々は苦しい中で真相を解明しなきゃいけないんです。

では、被疑者、被告人の権利が侵害されないかという意見に対しては、被疑者の権利なんていうのは、ものすごくいろんな面で法的に認められているわけです。大体、黙秘権があるんですから、一番犯罪で強いのは被疑者です。しゃべらないといわれて、ずっと黙秘されたら、警察も検察官も手も足も出ないんです。

ある大きな事件、ゼネコン汚職事件というのがありましたけれども、某国会議員を特捜

検事が取り調べましたが、捕まってから釈放されるまで一言も発しませんでした。これは手も足も出ないのです。もちろん逮捕して、拘留して。こういうことがあっても、一番強い権利を持っているのは、ある意味では、被疑者なのです。何もいわないでも済むんですから。そういう被疑者を説得しながら黙秘を打ち破って真相に迫っていくということをやっているわけで、ご理解願いたいなと思います。

ただ、後藤先生もおっしゃっているように、世界の潮流だ、日本は陪審・参審なんていう制度はとらないだろうと思ったところが、諸外国がやっている制度の2つの制度をちょっとくっつけたようなものですがけれども、裁判員制度を採用しました。コペルニクス的転回があるかもしれませんから、今後はどうなるかはわかりませんし、私も絶対これがいいんだといっているわけではないので、検察官の色合いが抜ければ考えが変わるかもしれません。まだきょうの時点では変わっていませんが。

それから、ちょっと記者の皆さんに若干申しあげたいと思います。長いこと特捜部におりまして、記者の皆さんとも随分接触するんですが、最近みていますと、非常に他社との競争が激しくて、前打ち報道というのが多いです。しかも誤報も最近はものすごく多い。きょうにも逮捕、あす逮捕、そういう記事が全紙に出た後、1週間も2週間もつかまらない。ある事件を私が担当したんですけれども、「先生、きょうの新聞に逮捕と書いてありますけど、明日でしょうか」。明日になっても逮捕がない。新聞の方が誤報。新聞が書いたから、当局がやめたのかどうか知りませんが、そういうことも多いんです。

それから、全然自白していないのに「全面

自供」と書くんですね。こっちが「いや、していないよ」と教えるわけにもいかないものだから、非常に困るんですね。「え、していないんですか」ということになっちゃうもんですから。

ですから、先走って書く、確証がないのに書く、そんなことはないんだろうと思いますけれども、あまり他社との競争、あるいは自社の上の方から、早くいい原稿を上げろといわれているのかどうか知りませんが、慎重に、内容のある、厚みのある記事を書いてほしいと思います。

特に、「あす逮捕」とかいう前打ち報道というのは、よく特捜部長をやっているところに、「出入り禁止」という、記者の方からは非常に嫌がられる取材拒否のやり方もやりましたけれども、被疑者の人権ということもあるわけですので、そういう方向に思いを致しながら、国民の知る権利にこたえていただきたい、と思います。

司会 ありがとうございます。

文責・編集部

宗像 紀夫（むなかた・のりお） 中央大学法科大学院教授・弁護士（元東京地検特捜部長）

1942年生まれ。66年、第20期司法修習生。68年検事任官。東京地検特捜部に通算12年在籍、主な担当事件にロッキード事件（公判担当）、リクルート事件（捜査・主任検事）、ゼネコン汚職事件（特捜部長として捜査指揮）など。最高検刑事部長、高松高検検事長、名古屋高検検事長などを務め、04年退官。同年4月から現職。

後藤 貞人（ごとう・さだと） 日弁連取り調べの可視化実現委員会副委員長

1947年生まれ。73年、第27期司法修習生。75年弁護士登録、佐々木哲蔵法律事務所（大阪）入所。

82年後藤貞人法律事務所設立。刑事弁護が専門。著書・論文に「自白調書と公判弁護 - 取調べのテープ録音と自白の任意性」（『刑事手続きの最前線』共著 三省堂1996）など。日弁連では、上記の役職のほか裁判員制度実施本部副本部長、刑事弁護センター委員を務める。